

## 屋外体育施設利用に関する条件（富士河口湖町）

### ○施設利用

- ・施設利用の際には参加者リストを利用後直ちに町民体育館へ提出すること。

### ○活動

- ・運動時以外は必ずマスクを着用すること。
- ・活動前に各自検温し発熱などの症状がある方は活動させないこと。
- ・活動の際には消毒液の準備や手洗いなど感染予防を十分行うこと。
- ・大会をする場合はガイドラインを町民体育館へ提出すること。
- ・運動中は熱中症等の危険があるため不要とするが、隣とは2m以上間隔をあけて練習をすること。
- ・各競技で出ているガイドラインに従って活動すること。